

大型連休における動植物検疫の強化に関する留意事項について  
(農林水産省からの協力依頼)

植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。

持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。

肉・肉製品の持込は禁止されています。  
これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込には、罰則（最大3年の拘禁刑又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省（植物検疫所・動物検疫所）のウェブサイトを確認ください。

**【植物 防疫所】**

- 「来日するあなたへのお願い」  
[https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo\\_j.html](https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html)
- 「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」  
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>
- 「よくあるご質問（海外からの持込み編）」  
<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

**【動物 検疫所】**

- 動画「海外からの家畜伝染病を防げ！（多言語字幕版）」  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou\\_movie.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html)
- 「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ（FAQ）」  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/FAQ.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html)